

**【上峰町】**  
**端末整備・更新計画**

|                     | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| ① 児童生徒数             | 886     | 892     | 887     | 862     | 865      |
| ② 予備機を含む整備上限台数      | 1,018   | 1,025   | 80      | 51      | 54       |
| ③ 整備台数（予備機除く）       | 0       | 892     | 0       | 0       | 0        |
| ④ ③のうち<br>基金事業によるもの | 0       | 892     | 0       | 0       | 0        |
| ⑤ 累積更新率             | 0.0%    | 100.0%  | 100.6%  | 103.5%  | 103.1%   |
| ⑥ 予備機整備台数           | 0       | 48      | 0       | 0       | 0        |
| ⑦ ⑥のうち<br>基金事業によるもの | 0       | 48      | 0       | 0       | 0        |
| ⑧ 予備機整備率            | 0.0%    | 5.4%    | 0.0%    | 0.0%    | 0.0%     |

※①～⑧は未到来年度にあつては推定値を記入する

（端末の整備・更新計画の考え方）

対象となる校種は上峰町立小・中学校 2 校

令和 2 年度から令和 5 年度までに整備した 931 台の端末について、OS（Windows10）のサポート期間の終了が迫っているため、令和 7 年度に全台を更新します。

（更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について）

現行端末 931 台について、学校の要望を確認した上で、学校で再利用する台数を除き、令和 8 年度末までに処分を行います。

○処分方法

処分業者へ委託

○端末のデータの消去方法

処分業者が回収後、データ消去を行い報告書の提出を求めます。

○スケジュール（予定）

令和 8 年 1 月 新規端末の使用開始

令和 8 年 4 月～5 月 処分事業者の選定

令和 8 年 7 月～8 月 使用済端末の処分事業者への引渡し